

「戦争法案」廃案を求める意見書 山岡光広議員の賛成討論

意見書案第11号 日本を「海外で戦争する国」にする「国際平和支援法案」、「平和安全法制整備法案」の廃案を求める意見書の提出について、私は、賛成の立場から討論します。

私は冒頭、国会の数を力に、自民・公明の与党が、いわゆる戦争法案を何があっても今国会で成立させるために、国会の会期を9月27日まで、95日間の延長を強行したことには強く抗議します。

さきほどの賛成討論で、竹村議員、安井議員が、名だたる憲法学者が「違憲」表明し、多彩な学者文化人をはじめ多くの国民が、「反対」の意志を表明し、国会周辺をはじめ、全国各地で、世論と運動が急速に広がっていることについては、詳細に述べられました。この点では、「改憲」論者といわれる人たちからも今回の法案については問題だとしているのが特徴です。

大事なことは、この法案そのものが憲法に反する。違憲だという点です。圧倒的な憲法学者が同様の立場を表明されています。憲法学者に加えて、元内閣法制局長官が、22日の衆院安保法制特別委員会で、「違憲だ」「逸脱している」と表明されました。安倍首相らは、これまで、集団的自衛権の憲法解釈について、「歴代の政府の見解をふまえている」と強弁してきました。

だが、その政府見解を担ってきた当事者から「憲法違反」の烙印を押されたわけですから、ことは重大です。撤回・廃案しか道はありません。

特に、元内閣法制局長官の宮崎礼壹さんは、「歴代政府は戦後一貫して、集団的自衛権は憲法9条のもとでは行使容認の余地がないとしてきた。ところが現政府は、今法案は限定的な集団的自衛権を認めるもので、従来の政府見解に基本的に反しないと主張し、1959年の砂川事件や1972年の政府見解書を根拠としているが、これはとんでもない話です」と指摘されています。

砂川判決は、憲法9条2項の「戦力不保持」からくる不足を補うために「友好国の軍隊の駐留は一見明白に憲法に反するとはいえない」というのが主旨内容で、「他国防衛」たる集団的自衛権の話が入り込む余地がないのです。

また、先ほどの反対討論で紹介されました1972年の政府見解書については、その結論が「他国に加えられた武力攻撃を阻止することを内容とする、いわゆる集団的自衛権の行使は憲法上許されないものとして、留保なしに論理的帰結として記述しているもの」と指摘し、「どうしてこの文書を集団的自衛権の根拠として使えるのか」と疑問を投げかけておられます。そして、集団的自衛権の行使容認は、限定的と称する

ものも含めて従来の政府見解とは相いれないものであり、法案はすみやかに撤回すべきと断言しておられます。

同じく元法制局長官の阪田雅祐さんも、「この法案が本当に、集団的自衛権の行使を限定しているのか、政府に限定する意図があるのか」と切り出し、「総理がしばしば集団的自衛権行使の事例としてあげているホルムズ海峡の機雷封鎖などはどう考えてみても、存立危機事態に至りようがないと思う。中東有事まで集団的自衛権の出番があると、これは限定的でも何でもない。これは到底、従来の政府見解の基本的な論理の枠内であるとは言えなくなる」ときっぱりと断言しておられます。

国会審議のなかで、政府は幾度も答弁に窮しました。1972年の政府見解書について、「基本的な論理」はそのままでも「安全保障環境が根本的に変容した」から、と強弁して見せましたが、この点でも、「政府は何をもって根本的変容を判断したのか」と、日本共産党の宮本徹衆院議員に質問されても、防衛大臣は明確な答弁はできませんでした。つまり、なぜ法律をつくらなければならぬのか、立法事実を示せないというのが、いまの政府の態度です。

また、「後方支援は、武力行使と一体でないので安全だ」として

る点についても、後方支援活動は、国際法上は、兵站と呼ばれる活動であり、軍事攻撃の格好の目標とされることは、世界の常識であり、軍事の常識であることも、国会審議のなかでも明らかにされました。つまり、自衛隊が兵站をやっているところが戦場になるわけですから。

論理に行き詰った安倍首相は、ついに「国際情勢に目をつぶって、その責任を放棄して、従来の解釈に固執するというのは、まさに政治家としての責任の放棄だ」とまで言い出しました。反対討論でも同様の発言がありました。

必要に応じて、時の政府が憲法解釈を変えてよいのなら、憲法の存在は全く無意味となります。あらためて申し上げるならば、首相の発言は、自らを憲法の上に置き、立憲主義の否定、憲法98条に記されている最高法規性、首相の憲法尊重擁護義務が記されている99条を正面から否定するものにほかなりません。独裁政治そのものではないでしょうか。

直近の共同通信の世論調査では、「戦争法案は違憲」が56.7%。「憲法に違反しているとは思わない」が29.2%。毎日に「反対」の世論が広がり、安倍内閣を追い詰めています。

「違憲」との見解は、共産党・民主党のみならず、維新支持層でも72.6%。法案に「反対」が公明支持層の47.2%となり、「賛成」の36.6%を上回っています。

追いつめられた土壇場で、冒頭申し上げたように、異常な会期延

長を強行したのです。

「丁寧に議論したい」といいませんが、これまでの国会答弁は、まともに応えられていません。審議すればするほど、反対の声が広がります。それは無理からぬ話で、そもそも違憲の法案であり、論理性に欠けるからです。

いくら「平和」とか「安全」とかの言葉で着飾ったとしても、なかみは、アメリカが引き起こす戦争に、いつでも、どこでも、どんな戦争でも、日本の自衛隊が軍事支援していく。集団的自衛権を發動して、わが国が攻撃されてもいないのに、他国を攻撃していく、戦争法案そのものです。

圧倒的な国民世論で、強行可決ができない状況をつくるのが大事です。そういう点では、全国の自治体が6月議会のなかで、「慎重審議」「反対」を含めて、戦争法案に関する意見書をあげているのが特徴です。

政府与党傘下の地方議員であっても、「戦争か平和か」の歴史的岐路にたっているいま、戦争の惨禍を二度と再び繰り返さないために、安倍首相の戦争への道に追隨するのではなく、甲賀市民のいちと暮らしを守り、何よりも、戦争を引き起こさないために、甲賀市議会からも本意見書があげられますよう、自らの意志で判断していただき、ご賛同賜りますよう、心からお願ひ申し上げます。賛成討論とします。